

平成 30 年 9 月 21 日

食品表示基準の一部を改正する内閣府令等の公布について

本日、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第44号）、食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（平成30年内閣府・農林水産省令第6号）及び食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第45号）が公布・施行されましたのでお知らせします。

また、この改正に伴い、下記のとおり、各内閣府令及び内閣府・農林水産省令（案）に対する意見募集の結果を公示し、関係通知等を改正しました。

改正内容に係る相談については、引き続き消費者庁の相談窓口（03-3507-8800（代表））にお問い合わせください。

記

1. 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果の公示
2. 「食品表示基準について」（平成30年9月21日付け消食表第492号）
3. 「食品表示基準Q & A」（平成30年9月21日付け消食表第495号）
4. 食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（案）に対する意見募集の結果の公示
5. 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果の公示

詳細は、以下の URL を御参照ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9222（直通）

担当：渡邊、高橋、坊、東